

平成20年第2回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成20年6月18日(水)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	6月18日 午前9時00分宣告(最終日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	猪俣二郎	12番	大原龍彦
	13番	吉田正昭	14番	山田乙三
	15番	伊藤正昇	16番	奥田信宏
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常勤特別職	町長	横江 淳一	副町長	水野 一郎
	行政改革推進室	室長	飯田 晴雄		
	総務部	部長	坂井 正善	次長兼 総務課長	加藤 恒弘
		企画情報課長	鈴木 智久	税務課長	長尾 彰夫
	民生部	部長	石原 敏男	次長兼 高齢介護課長	斎藤 仁
		福祉・児童課長	佐藤 一夫	保険医療課長	鈴木 利彦
	産業建設部	部長	河瀬 広幸	次長兼 土木課長	水野 久夫
		次長兼 農政商工課長	佐野 宗夫	都市計画課長	志治 正弘
	会計管理室	会計管理者兼 会計管理室長	加賀 松利		
	水道部	次長	大河内幹夫		
	消防本部	消防長	上田 正治	総務課長	浅野 睦
	教育委員会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	伊藤 芳樹
小中学校給食センター 所長		村上 勝芳	生涯学習課長	川合 保	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事務会局	局長	松岡 英雄	書記	金山 昭司
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 議案第34号 蟹江町監査委員に関する条例の一部改正について
日程第2 議案第35号 蟹江町税条例の一部改正について
日程第3 議案第36号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第4 議案第37号 蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第5 議案第39号 平成20年度蟹江町一般会計補正予算（第1号）
日程第6 議案第40号 平成20年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第7 議案第41号 「地球温暖化対策」の推進を求める意見書の提出について
日程第8 議案第42号 介護職員の人材確保に関する意見書の提出について
日程第9 閉会中の所管事務調査及び審査について

○議長 奥田信宏君

皆さん、おはようございます。

早朝よりご参集いただきましてまことにありがとうございます。本日は、平成20年第2回蟹江町議会定例会の最終日の予定でございます。ご協力をお願いをいたします。

皆さんのお手元に議会運営委員会報告書、総務民生、防災建設の各常任委員会の審査報告が配付をしてあります。また、議案第35号に対し請求のありました資料は、防災建設常任委員に配付してあります。なお、総務民生常任委員会で議案第34号に対し小原議員から請求のありました資料、全員協議会で山田乙三議員から請求のありました資料が配付してあります。また、平成20年第1回定例会会議録の写し、平成20年第3回定例会の会期予定表が配付してありますので、お目通しをお願いをいたします。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る13日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 黒川勝好君、ご登壇ください。

（9番議員登壇）

○議会運営委員長 黒川勝好君

おはようございます。

それでは、去る13日の一般質問終了後に開催をいたしました議会運営委員会の協議結果を報告をいたします。

まず最初に、意見書の取り扱いについてであります。3月定例会におきまして、継続審議となっておりました意見書1件及び3月定例会以降提出されました意見書8件の意見書の取り扱いを協議いたしましたところ、「地球温暖化対策」の推進を求める意見書、「介護職員の人材確保に関する意見書」、以上2件は全会派の賛同が得られましたので、本定例会

で採決することになりました。

また、以下7件ございますけれども、全会派の一致を見ることができませんでしたので、不採択とされました。

また、継続審議となった意見書はございませんでした。

次に、平成20年第3回9月定例会の日程についてでございます。日程は別紙のとおり予定をされましたので、よろしくお願いをいたします。

最後に、その他でございますが、初めに委員会での質疑方法についてであります。委員会の質疑は、現在委員長の許可後、一括質疑及び一括答弁方式で行われてまいりましたが、一般質問のように通告制ではないため、一度に多くの質問をしたとき、答弁漏れが生じて、その結果、質問者と理事者とで直接やりとりが行われるケースが多くあり、会議録作成に支障が出ているとのことであります。そのために、委員会の質疑方法につきましても一般質問同様、議員総会で協議することとなりました。

次に、一般質問関連の資料請求につきましては、本会議において決定することを改めて確認をいたしました。

以上でご報告を終わります。

(9番議員降壇)

○議長 奥田信宏君

どうもありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

日程第1 議案第34号「蟹江町監査委員に関する条例の一部改正について」

日程第2 議案第35号「蟹江町税条例の一部改正について」

日程第3 議案第36号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」

を一括議題といたします。

本3案は総務民生常任委員会に付託をされております。委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 中村英子君、ご登壇ください。

(8番議員登壇)

○総務民生常任委員長 中村英子君

総務民生常任委員長の中村でございます。

当委員会に付託されました3案件につきましては、去る6月10日委員会を開催し、委員全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず初めに、議案第34号「蟹江町監査委員に関する条例の一部改正について」を議題といたしました。

最初に、資金の運用の状況を示す書類、決算及び証書類は、9月議会に目を通すことがで

きるのか、また、健全化判断比率、資金不足比率はどのように算定するのかという内容の質疑がありました。

これに対し、決算書に11項目の基金があり、前年残、年度中の増減、現残高を示している。これに基づいて基金台帳など書類審査をしている。また、比率は計算式があり、言葉では難しい、後日資料を出すという趣旨の答弁がありました。この後日資料を出すというのが、今お手元に配付されておりますものだと思いますので、お見通しをお願いしたいと思います。

次に、3号について議会でチェックができる状況になっているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、平成19年度分決算から財政で比率を出す、比率を監査委員で審査し、意見を付けて議会に報告する。その後、住民に公表することになっているという趣旨の答弁がありました。

他に若干に質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第34号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第35号「蟹江町税条例の一部改正について」を議題といたしました。

この税条例につきましても、少し内容が多くなっておりますので、質疑が若干長くなるかもしれませんが、ご理解をいただきたいと思います。

最初に、後期高齢者の保険料の徴収が間もなく始まるが、保険料の通知を出したのか、出していないのかという内容の質疑がありました。

これに対し、保険料の通知はまだ出していない、4月からは仮算定である、7月から本算定の形で、納入通知でお知らせするという趣旨の答弁がありました。

寄附金控除について、条例で定める用意があるのかどうかという内容の質疑がありました。

これに対し、県と同じ取り扱いにすることが適切と考え、今回は見送ったという趣旨の答弁がありました。

次に、株式譲渡に係る改正については、結果として増収になるのかどうかという内容の質疑がありました。

それに対し、今回の改正は、株式の譲渡と配当との間で損失控除ができることになったことである。数値的なことは、現時点においてお示しできないという趣旨の答弁がありました。

道路特定財源の補てん措置は、一定の数値なり方策が示されているのかという内容の質疑がありました。

それに対し、まだ正式に国から補てんの形は示されていないが、歳入で国がきちっと措置することを前提に事業を進めたいという趣旨の答弁がありました。

年金からの特別徴収に係るシステムの状況、構築の費用を伺いたいという内容の質疑がありました。

これに対し、多額の経費がかかるが、電算経費は現時点では積算ができない状況であると

いう趣旨の答弁がありました。

今回の改正で増税になるのかどうかという内容の質疑がありました。

これに対し、概要としてもわからないという趣旨の答弁がありました。

また、法人格について収益事業を行わない団体はどれくらいあるのか、またどのような変化があるのかという内容の質疑がありました。

これに対して、法人の数に変化はない、人格のない法人について過去の課税状況があやふやであり、今回明文化したものであるという趣旨の答弁がありました。

ふるさと納税について、初めてのことなので、行政としてどのような思いか、また蟹江町としては、寄附をいただけるような行政をしていかなければならないと思うが、どうかという内容の質疑がありました。

これに対し、皆様からいただけるほどの行政を進めて、協力をいただけるような行政をしていかなければならないことは相談しているという趣旨の答弁がありました。

省エネ改修工事を行った場合の減税措置について、どの課がどんな手続でやっていくのかという内容の質疑がありました。

これに対し、関係の課というのはないが、指定確認検査機関、登録住宅評価機関、建築士の証明があれば、翌年度の固定資産税に3分の1を減額するものであるという趣旨の答弁がありました。

他に若干に質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論に入りました。

反対討論として、道路特定財源に暫定税率が10年間延長されることが底辺にある、株式配当と譲渡の損益通算の仕組みは金持ち用の措置である、年金から税金を一方的に天引きすることは、年金生活者に対しひどい仕打ちである、これらの理由で反対するという趣旨の討論がありました。

これに対し、賛成討論として、地方税法の改正があり、蟹江町としてはやむを得ないので賛成するという趣旨の討論がありました。

賛否を求めたところ、議案第35号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第36号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたしました。

高額医療が、夫が後期高齢者、妻が国民健康保険の場合、合算とはならないようである、今までもらえた高額給付がもらえなくなる、個人負担がふえるようであるが、どうかという内容の質疑がありました。

これに対し、高額療養は後期高齢と国保に残った方とは別々になり、医療の負担はふえるという——これは世帯での負担ということですからけれども、世帯での負担はふえるという趣旨の答弁がありました。

また、後期高齢に移った後、国保会計への変化はどうかという内容の質疑がありました。

これに対し、結果的に国保の収入がどれぐらいになるのかははっきり出てこない、9月から12月くらいを目途として、収入を見ながらやっていかなければならないと思っているという趣旨の答弁がありました。

あわせて国保に妻が残った場合の減免についての説明がありました。

他に若干に質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論に入りました。

反対討論として、本件は、後期高齢者を具体化するもので反対であるという趣旨の討論がありました。

これに対し、賛成討論としては、国保の収入について不明な点もあるが、地方税法の改正に伴うもので必要と思ひ賛成するという趣旨の討論がありました。

賛否を求めたところ、議案第36号は賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

(8番議員降壇)

○議長 奥田信宏君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第34号「蟹江町監査委員に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結をします。

これより議案第34号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第2 議案第35号「蟹江町税条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 日本共産党の小原喜一郎でございます。

結論から先に申し上げますと、日本共産党は本案に対して反対でございます。

その理由についてでございますが、まず第一に何としても許せないのは、本人の気持ちはどうであろうが、何であろうが、待たなしで個人住民税を特別徴収に切りかえるということであります。これは、いわゆる個人の皆さんの生活、あるいはいろいろな事情、どうであろうが、そんなことは関係ない、とにかく年金から引き去ってしまうという、このことがまず第一に反対しなければならない最も大きな理由であります。

次に、この改正の底辺には、道路特定財源の暫定税率、免税点の10年間延長という、こういう問題が絡んでおるということであります。

それから、3つ目でございますが、上場株式等の配当、譲渡益は本則税率20%のところを2003年から軽減されまして、10%とされておりました。これを廃止して、改めて経過措置としてことしと来年の2年間、500万円以下の配当について10%の減税という内容になっておるわけですが、いずれにいたしましても、金持ち優遇税制の継続と、こういうことを言わざるを得ないと思うのであります。

もう一つは、今回初めて上場株式等の譲渡損失と、上場株式等の配当との損益通算の仕組み、これを設けたことであります。これも金持ち優遇税制と言わざるを得ません。

したがって、日本共産党は本税条例の改正の内容は、金持ち優遇税制の具体化であり、もう一つは、庶民にとって過酷なとりわけ住民税の特別徴収の具体化、こういうことが特徴ではないかというふうに思うわけでありますけれども、厳しい態度で反対の意を申し上げたいと思うのであります。

以上であります。

○議長 奥田信宏君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○5番 高阪康彦君

5番 清新クラブの高阪康彦です。

私は、この案につきまして賛成の立場から討論を申し上げます。

今回の蟹江町税条例の一部改正をする条例の主な内容は、ふるさとに対し貢献、または応援したいという納税者の思いを実現する観点から、ふるさと納税を含めた寄附金税制の見直し、環境問題の配慮として住宅の省エネ改修促進税制の創設、また金融・証券税制の改正として軽減税率10%を廃止するなどの措置をするものです。

蟹江町としましても、国の税制改正の趣旨を酌み取り、町民が安心して暮らせる活力ある地域社会をできる限り効果的、効率的につくっていくためには、町税の税源確保は重要なものと考えています。よって本改正案については賛成をいたします。

○議長 奥田信宏君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結をいたします。

これより起立によって採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第35号「蟹江町税条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第3 議案第36号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

○6番 林 英子君

6番 日本共産党 林英子です。

蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

この問題は、後期高齢者医療制度により、国保税の税率の配分が変更になったものです。今までは、平等割等、1世帯何人でも1世帯の計算でよかったものを、75歳をもって世帯を分断する、しかも残った人は世帯割2分の1を払うことになるというものです。2年間の据え置き、5年間の緩和措置を講ずると言っていますけれども、そうではなく、後期高齢者医療制度を廃止することです。よってこの条例には反対をいたします。

○議長 奥田信宏君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○15番 伊藤正昇君

15番 新政会 伊藤正昇でございます。

議案第36号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」、賛成の立場から討論を申し上げます。

国民健康保険税条例の一部改正については、本年4月から施行され、後期高齢者医療制度に関する税率並びに減額に関する一部改正するもので、本案に賛成をいたします。

以上です。

○議長 奥田信宏君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第36号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第4 議案第37号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題といたします。

本案は防災建設常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求めます。防災建設常任委員長 高阪康彦君、ご登壇ください。

(5番議員登壇)

○防災建設常任委員長 高阪康彦君

防災建設常任委員長の高阪でございます。

防災建設常任委員会に付託されました1案件につきまして、去る6月10日に委員会を開催し、委員全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

議案第37号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題といたしました。

初めに、非常勤消防団員等の扶養を受けていない親族というのは、だれを指しているかという内容の質疑がありました。

これに対し、配偶者等の年額130万円以上の収入がある方であるという趣旨の答弁がありました。

次に、内縁の妻や内縁の夫なども該当するのかという内容の質疑がありました。

これに対し、内縁の方も該当するという趣旨の答弁がありました。

他に、提案議案の文章がわかりにくいという意見がありました。

そのほか若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論に入ったところ、討論もなく、議案第37号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

なお、ニツセン跡地問題の取り扱いについて協議をした結果、議会として要望等をしていくことになり、町の要望がまとまった時点で委員会を開催することになりました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長 奥田信宏君

以上で委員長報告を終わります。

直ちに委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第37号を採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第5 議案第39号「平成20年度蟹江町一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○10番 菊地 久君

補正予算の関係で、17ページに学校の情報の問題、これは蟹江中をモデル校というような項目があるわけですがけれども、これに私関連いたしまして、学校運営だとか、学校で起きた情報だとか、そういうものについて、地域住民の皆様方にもどのような形で学校は知らせていったらいいのだろうか、そういうような大事な問題が含まれているというふうに私は思うわけでありまして。

そこで、ここで関連するわけでございますけれども、非常に残念ながら6月1日であります。中日新聞に載っておりましたことは、教師を殴り、中学生が逮捕された。それで教師を殴って中学生が逮捕された、ああ、そうかなと、こういうことは全国にいっぱいあることだし、さほど苦にせんでもいいかな、こんなふうに思っておりましたが、よく読んでみますと、蟹江署管内ですね。それで郡内の中学生、そして教室だということになりますと、自然に絞られました。飛島中学校か蟹江中学校か蟹江北中かの3つであります。

他のところで万引きをやって逮捕されたとか、どこどこで、中学でなかなかわかりづらいわけであります。絞られてまいってきて、私も余りにしておりませんでした。各父兄のほうから、この問題は北中で起きた事件ですということをはっきりと父兄から話を聞きました。非常に残念だと思いますし、また、生徒のほうからも、そういうのは去年ぐらいからグループがあって、非常に問題化をされておりました。北中はちょっと問題中学校なんではないかと、こんなことを耳にしたものですから、学校というのは、学校教育は大変学校にお任せでありまして、学校が運営管理をする、校長さん、教頭さんのお仕事だというふうに思っておりますけれども、しかしながら、今のような状況が、例えば1回で終わったけれども、また続いてあるようなことになりますと、蟹江の北中学校は暴力学校かと、こんなそしりがあるはいけませんので、原因だとか、それがどこにあったんだろうかなと。先生

が生徒に殴られたということは、まあ、ええことではないかと、なかなか生徒が先生を殴るということは勇気のあることでもありますし、なかなか先生が生徒を殴ってけがを負わずと、父兄がすぐ飛び込んで来てどえらい問題になるわけです。

しかし、生徒が先生を殴って逮捕なんていうのは、1回ですぐ逮捕なんていうことはあり得ない。必ずそれには伏線があって、何度も何度もあったのかなと、また、教師にも問題があったのではないかだとか、生徒にはどうだっただろうかというふうに思えてなりませんので、勝手に思っておって、勝手にそんなことがひとり歩きしていきますと大変でございますので、教育長にそこでお尋ねいたしますが、そんなような事実が本当にあったのかどうか。あったときには、どのような学校側は対処をしたんだらうかなと。

特に、今、学校は開かれた学校という形で、学校の運営する評議員制度だとかいうのもできておるわけですね。だから、学校は今までのように学校だけで問題ではなしに、地域の住民の皆さんや保護者や多くの方々と一緒になって話し合っ、学校運営をしていこうではないか、こういう流れになっておりますので、そういう意味で、私はあえてこの問題はどうかあったのかなと。そして、この問題は今後どうなるんだらうかなと、ますますひどくなるのか、1人だけで終わるのか、そんなような意味で心配でございましたので、この件についてひとつ教育長に、これはもう9月議会までありませんもんですから、きょうお尋ねをして、お話ができるとするならばぜひお聞かせを願いたいと、話のできる範囲で結構でございますので、お願いをしたいのが1点です。

それから、もう一点は、今度はいいほうの話でございますけれども、町長は非常にお力を入れておりました中学生の海外派遣の問題であります。中学生を海外派遣という形で交流ですね、お出しになると。アメリカイリノイ州ですね、協議会のときに話が出まして、広報にも載って、マリオン市交流中学生の募集というようなことで出たわけでありまして。

これも私は父兄から聞いた話でありますけれども、蟹江町でこんなことがあって早速お話を聞いて、2年生で応募をしたら運よく受かりました、ありがとうございますって、私にありがとうございますと言われても困るわけでございますが、応募して最後に合格した父兄が非常に喜んでおみえになって、こんな機会がないので、蟹江町さんは本当にこんなすばらしいことを、5万円ぐらいで行けるようでございますけれども、6名から8名募集で、結果的には何名の方をどのようにお決めになっていかれるようになったんだらうかなと。

非常に最初のことでございますので、帰ってきてからの報告も大事でありましょうけれども、現状どうなのかなというような点が、きょう発表できるような段階であるとするならば、学校教育の問題に関することでもありますので、一方では、大変な暴力的な問題があつてイメージが悪いなと思いますけれども、一方では、そういうような形で海外へ生徒を派遣をすると、こういう教育について熱心な蟹江町でもあるというような観点から、この2点についてご質問をさせていただきたいと思っておりますので、ぜひお聞かせを願いたいと、こう思います。

○教育長 石垣武雄君

教育長の石垣であります。

ただいま2点のご質問をいただいたわけではありますが、海外派遣につきましては、これにつきましては、町長部局ということでもありますので、そちらのほうのところでお願いをしたいと思います。

1点目につきましてのご質問いただきました新聞報道の件について少しお話をさせていただきましても、議員おっしゃるとおり郡内の中学校といたしますと、蟹江署が発表しましたので、これは蟹江町内の北中学校のことです。残念なことであったわけですが、状況につきましては、新聞に報道されたとおりであります。加害者は3年の男子生徒、被害者は体育の先生でありまして、1週間のけがを負ったというものであります。新聞には載っておりませんでしたが、最初の段階でポロシャツを体育の先生が着ておりまして、胸のあたりからぐっと引っ張られたのかな、裂けていたという状況もあったわけで、その下の傷があったというようなところでもあります。

逮捕という形になってしまったということではありますが、先ほど議員おっしゃられたように1回でというようなことは、これは普通で考えてもそうだろうということを思いますし、以前からこの生徒につきましては、授業妨害とか、器物破損、あるいは教師への暴言等多々問題といったらおかしいですけれども、そういう行動がありました。それにつきまして、学校側としましては、本人はもちろんのこと、保護者とも懇談を重ねてよりよい方向、改善の方向を話し合っていたところでもあります。

今回そういうようなことがあってしまったわけではありますが、問題学校かということ、それが時たま一つ出たということでありまして、学校の先生も一生懸命対応をしておりますし、保護者とも話し合いを重ねておるわけでもありますし、先ほどおっしゃられた、これはちょっとまだつかめていないんですけれども、評議員会というものも年に2回ほどありますけれども、当然学校運営についてご意見をいただいておりますし、よりよい方向を目指して取り組んでいるところだと思いますけれども、教育委員会としましては、この事件がわかったところで、すぐに緊急の臨時の教育委員会を開いて、今後どうしていったらいいだろうかというようなことで、そしてまた、学校とか保護者とか、どのようにかかわっていったらいいだろうかということで話し合いを急に持ったわけでもあります。

この該当生徒でありますけれども、今は更生施設のほうへ入っております、きのう、おとといたったか、確認というか、学校から連絡があったわけでもありますけれども、6月の下旬か7月の中旬に学校のほうへ戻ってくるというようなことを聞いております。今、学校につきましても、それこそあつてはならんことがあったわけでもありますので、今度その子供が学校へ戻ってきたときにどのように対応したらいいかとか、あるいはかかわり方とか、あるいはほかの生徒とのかかわり方とか、そんなようなところを今検討をしているところであり

ます。

また、もちろん話を聞きますと、PTAの役員会等でもそういうようなことのお話があり、そして、十分に学校体制を整えていくというようなところで、先生、そして保護者、役員の方含めて取り組んでいこうという気構えを感じているところでもあります。

教育委員会としましても、7月上旬であります、学校がそういうような対応ということも踏まえまして、学校に対して、あるいは本人とか保護者に対しても私どももかわりを持ちながら、そして義務教育の最後の1年ということでもありますので、本人の将来のことも踏まえながら親御さんともまた十分話し合っ、本人ともやっていけたらいいな、そして卒業をさせられたらいいなということを今思っている段階であります。

いずれにしても、町内の生徒のことでもあります。また、議員の皆さん方とも今までと同様のご支援とご協力をいただきながら取り組んでいけたらいいなと思っておりますが、ちょっと今とまりませんが、そんなようなところでとりあえず説明ということでお願いをしたいなと思っております。

○町長 横江淳一君

それでは、菊地議員の質問にお答えをいたしたいと思っておりますが、詳しい部分につきましては、担当課長のほうから追加で述べさせていただきたいと思っております。

全体の流れといたしまして、議員の皆様方にご支持を賜り、初年度の当初予算でお認めをいただきました中学生のイリノイ州マリオン市への派遣につきまして確定をいたしました。この事業につきましては、ちょうど平成19年度のときに、フレンドシップ事業の補助金を活用して、いわゆる国際交流に使っていただくんでしたらということで、1,000万円ちょっとのお金が県から5年間にわたってくるという、そういう報告をいただきました。

それで、候補地をいろいろ絞っている中で、3候補地、4候補地ぐらい実は絞らせていただきまして、19年度にいろいろ検討をさせていただきました。そんな中で、このマリオン市で担当が目にとまりましたのは、愛知県の地方自治体と友好関係を結びたい、どうしてなのかなと思ってひもといてみますと、アイシン精機が現地で法人をつくり、1万7,000人の人口のところには1,100人の雇用をしていると、そしてなおかつ元気な愛知県、愛知県自治体の同じぐらいの自治体と友好都市関係を結びたいという市長の意気込みがあったということを知っておりまして、早速アポイントメントをとらせていただき、行動をさせていただき、皆様方に当初予算をお認めを賜りました。

我々といましては、議員の方々からも背中を押され、一過性のものに終わらずに、これはある程度続けていただきたいというご意見もございました。我々も予算に無理のないように、無理な予算の執行はできるだけ避け、できるだけ長く続けるような、そんな政策として今回発表させていただきますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

詳しいことにつきましては、担当から説明をさせていただきます。よろしくお願いをいたし

ます。

○企画情報課長 鈴木智久君

それでは、8名の募集をかけまして、8名が決まるまでの経過をかいつまんで報告をさせていただきます。

まず、8名の募集に対しまして20名の応募がございました。対象は蟹江町在住の中学2年生でございましたので、内訳としましては、蟹江町内蟹江中、北中合わせまして17名、他の学校へ通ってみえる生徒さんが3名ございました。男女比は女子が12名、男子が8名ございました。第1次審査としましては、作文と面接、内容を審査しました結果、やはり作文、面接におきましても、かなり熱い海外への研修に行きたいという思いがございましたので、20名全員を第1次の審査の合格とさせていただきます。第2次審査は抽せんというふうになっておりましたので、6月5日に教育長、総務部長の立ち会いのもと生徒自身によりまずくじを引かせていただいた結果、男子3名、女子5名、学校の内訳としましては、たまたまですけれども、蟹江中が4名、蟹江北中が4名というような結果になりました。

なお、男子、女子の3名、5名につきましては、先ほど申しましたように、女子12名、男子8名でございましたので、8名の案分とさせていただきます。すべてこれは事前に父兄様、保護者様には報告をしてからのくじの抽せんでございます。

以上でございます。

(「随行何名ですか」の声あり)

随行者は2名です。それにあと旅行者のほうの添乗と。それと今回に限りましては、初年度でございますので、マリオン市側サイドのほうでロータリークラブ、それから学校の向こう側の教育長様、いろいろな方々にご尽力いただいておりますので、今年に限りましては公式訪問ということで町長と教育長が随行し、今回のこれまでの経過に対する謝辞を述べるとともに、今後の来年以降のマリオン市とのこれが相互交流になるのか、はたまたどのような形でマリオン市と蟹江町とのかかわり合いをどう持っていくのかというような話し合いを持つように今も向こうと調整をしておりますので、町長と教育長は公式訪問ということで一緒に帯同します。

以上です。

○10番 菊地 久君

先ほどの北中における暴力事件ですね、今、当たりさわりのないように教育長は報告をしてくださったわけでありましてけれども、従来からいうと、議会でも学校で起きたこういう事案の問題だとかというのは余り取り上げないわけです。余り聞かないようにしておりました。しかし、いろいろな今事件がありまして、学校でいじめられた子が学校の屋上から飛びおりて自殺をしたとか、それからまた孤独になって、その子がほかの人を傷つけたとか、集団でいじめたとか、いろいろな事件や事案がいっぱいあるわけです。

そして、その人がまた大人になったときに、どこでどう狂うかわかりませんが、大勢の人を殺してみただとか、いろいろなところでいびつやら、いろいろな問題が今発生をしておいて、前回一般質問で黒川議員が言いましたように、町内の治安が心配だというように、今、日本じゅう心配なんです。心配の種を一つずつ掘り下げていったときに、地域における学校教育のあり方というのがやっぱり大切ではないか。

もちろんその中には家庭教育、一番大事なことでありますけれども、家庭の教育、学校の教育、地域における連帯意識、こういうものが一体になっていかないと、ますますばらばらになってしまって、犠牲者が自分なのか、やったほうが犠牲者なのか、教える先生が犠牲者なのか、どなたが犠牲者なのかははっきりわからんまま覆いかぶせていこうとしとる、表に出ないような形をとり続けようとしとるという一つの閉鎖性があるのではないかなど。私たち議員の中でも、なるべくなら学校教育の問題だとか、いろいろな事件には触れんほうがいいかなという思いがあったことも事実でありますけれども、いや、そういう時期ではないと。

学校評議員制度も平成14年ぐらいからだと思いますが、やったらどうだという国の流れ、文科省の流れも教育そのものについて、いいか悪いか別にして、学校教育は、校長さんと教頭さんですね、運営者はね。今は校長さんも教頭先生も教育の資格がなくても運営です、やれるそうでありますけれども、そして、それは学校運営というのを皆さんと相談して、地域の人とも相談をしてだとか、学校における教育委員会の問題もこれからは議会だとか、地域にも報告をなさいだとかというような流れが今あるものですから、そういうような意味でぜひこの事件をきっかけにして、きちんと問題整理をしていただいて、どうも潜在的にまだ起こり得るのではないかという心配事を言われております。

あるいは集団というのは一つ染まりますと、どうしても染まっていってしまうものですから、ここで一人がうまく学校内全体で、管理で終わると、その子たちもうまくいく場合があるわけです。青春わずかなときでありますので、その子が一生レッテルを張られて大変な問題にならないように、学校の先生は、そう言うっては失礼ですが、仕事です、職業です。そういうような意味で、愛情を込めてやるけれども、やっぱり職業でもあるわけですね。だから、先生が一発殴られた程度で終わるなら事は足りたかなと思いますけれども、そこへ行くまでにはやっぱりいろいろなことがあったでしょうと、また起こり得ると。学校全体、教師全体が連帯意識がない学校はやはりだめなようであります。

そういうような意味で、北中の学校の先生の学校運営だとか、管理運営だとか、問題はありはしないかというふうな心配事もありますので、特に、教育長は学戸小学校の校長として大変な実績や人望もあるお方でございますので、ぜひ期待をしておるわけです。期待をしておる教育長でございますので、ぜひその教育長のもとでいろいろな問題を整理をしていただいて、きょうでなくて結構でございますので、また何らかの機会のときに、こういう問題の発生した

経過だとか、今後こういうものを起こさんためには、こんな対策をとったとかいうようなことがお話ができるとするならば、本会議でなくても結構だと思いますが、総務民生常任委員会ですね、専門委員会がありますので、そういうようなところへでもお話をさせていただいて、お互いに懇談が、勉強ができれば幸せかと思っておりますので、頭の中にぜひ入れておいていただきたいと思います。

それから、冒頭に本当は言いたかったんですが、給食センターの問題でありますけれども、多分いろいろな話が出ておりますし、きょうも公債費比率の公債の償還問題だとか、資料も出ておりますので、一気に2億円もぼーんと思ったよりも上がった、それから、起債も7億幾らかだったのが、多分もっとふえてくるでしょうと、お金を借りにゃいかんだとか、財政運営上問題もありはせんだろうかという心配事がある、その間、これだけ我々議員からいろいろな質問やら問題点指摘されたことに対して、当局側として、その後どういう形でこの学校給食センター問題を真摯に受けとめて、我々議会の議員がまだ納得していません面いっぱいあります。

言いたいこと、私はいっぱいありますけれども、無口でありますので、これ以上は余り言わんほうがいいと思って、今触れておりませんけれども、ぜひ中村議員からの一般質問もあったでしょうし、協議会でもあったでしょうから、その件について、ぜひ理事者側から、もう一度今までの経過やそして今後の問題だとか、問題点どこにあったとかですね、やっぱり当局側からきちんと説明を私にいただきたいと思っております。

見ておわかりのように、予算書の中の継続費のあり方でも、パラっと載って大したもんだなと思うんですが、それで地方債もことしはこれだけ借りまっせと、3億7,300万円借りまっせというけれども、来年度はまた4億円以上借りにゃこんなものやっていけんせ、その数字はこっちに今出てるようですが、重大な問題なんですよ。そういうような意味で、何か当局側のほうで終わりにするなら、それ以上の質問、私はしません。また出たら質問をするかもしれませんけれども、そういうお考え方があるのかなのか、私から言ってから言うというのも何かおかしいとは思いますが、言いつらいと思いましたが、投げかけてみました。もしおありであるならば、ぜひ姿勢を、当局側の姿勢いかんによっては、態度を我々も決めにゃいけませんので、ぜひお聞かせ願いたいと思っております。

○副町長 水野一郎君

ただいま菊地議員のほうから、給食センターの建設につきましてご質問いただきました。大変ご心配をおかけいたしております。

昨年12月の議会の全員協議会でご報告をさせていただきましたから、大変恐縮でございますが、いま一度確認の意味も込めましてお話をさせていただきたいというふうに思います。

昨年12月の全員協議会で報告をさせていただきました給食センターの事業費の積算につきましては、細かい設計でもって積み上げたものではなく、他の市町村が実施をしたそれぞれ

の給食センターを参考にいたしまして、平均単価を算出をいたし、給食センター全体の総事業費を概算として9億5,600万円と見込んだものでございます。内部では、町長初め我々職員も、できればこれを10億円以内に何とか抑えたいという強い考えがあったことも事実でございます。

その内訳といたしまして、建物給排水設備等の建築関係の費用総額のうち6億6,000万円と算定をいたしました。これが問題でございまして、また12月議会では設計の費用の補正の予算を計上いたしまして、これをお認めをいただきまして、その後、指名業者審査会におきまして指名をいたしました設計業者5社を選定をいたしまして、プロポーザル、これは提案型でございますが、それによる審査会を庁内の部長初め庁内に関係する部署の職員でもって構成をいたしました、その委員会で審査を進めてまいりました。その結果、私どもの考えに一番近い提案書を提出をいたしました浦野設計を契約の相手方に決定をいたしまして、詳細設計を随時進めてまいりました。

設計の内容といたしましては、建築費が約8億5,000万円、これは6月の議会の当初の全員協議会でご説明をさせていただきましたが、それに厨房機器も含めまして総額約11億7,000万円という膨大な金額になりました。そのうち建築費で約2億円を超える増額となつてしまいました。要因はいろいろありますが、初日の全員協議会でもご説明いたしましたとおりでございますが、増額分の主な原因になった内容につきましては、後ほど担当のほうでご説明をさせていただきますが、これにつきましては、再三議員の皆様方からご指摘がございました。概算の見積もりが甘いではないかと、こう言われれば甘かったかと深く反省をしております。議員の皆様には、大変ご迷惑とご心労をおかけしましたことを心よりおわびを申し上げます。大変申しわけございませんでした。何とぞご理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

失礼いたします。全員協議会、それから中村議員の一般質問等を受けさせていただきました、私どもの説明が十分行き届くものではございませんでしたし、私ども反省をして、それなりにまとめさせていただきました。そのものを今からちょっと言わせていただこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

実は先ほど副町長が申しましたように、平成19年12月の全員協議会におきまして、総事業費の概算額ということで9億5,600万円という数字を提示をさせていただきました。このうち建物本体に係る事業費ということで、これは6億6,000万円という格好で報告させていただいています。今回1億9,400万円ぐらいであります、それが増加した額として示されました。結果的に8億5,470万円という数字を皆さんにお示ししたわけでございます。

その説明した内容が、これは増加となった主な経費ということで、ここの全員協議会の附属資料でもお示ししましたが、この基礎工事を初めとしまして4項目をご説明させていただ

いたわけですが、増額となった主な経費、その表現がちょっとやはり不適切な表現であったのかなと、そんなふうに反省をしています。この辺で誤解を皆さん方に随分生まれているのではないかと、今回また改めてご説明させていただきたいと思いますが、実は特殊基礎工事費の8,000万円という数字がありましたが、この8,000万円については、増額というよりもむしろ、これはまたおしかりをいただくかもしれませんが、もともと見込んでいなかったという、そういう言い方のほうが正解だったのかなと、そういうふうに思っております。

また、後の3項目につきましては、当初からある程度は含めてはございましたけれども、さらに増額になったというものでございます。今回当然建物本体に係る事業費が8億5,470万円であると提示させていただきましたが、4月当初、設計事務所から提示されました設計額はそれよりもほど遠く、実は9億3,390万円という大きな額が示されたわけです。その額を見て、実は私どももびっくりいたしました。当初私どもは6億6,000万円と、そういう数字で考えておりましたものですから、その額からすると2億7,000万円ほどの差があったわけで、これは幾ら何でもちょっと開き過ぎなんだと、そういうことでびっくりしたわけです。

ただ、昨今の物価上昇ですとか、鋼材やその他の資材の値上がり等も当然ありますので、それについてはある程度やむを得んことかなと、そんなふうには思いましたけれども、それでも余りにもやはり額の開きが大きいということで、設計事務所等、何回もかけ合いをやらせていただいて、結果的には8億5,700万円という今回示させていただいたそういう数字になってきたというものでございます。当然そのときには財政サイドのほうとも一緒に事を進めておりましたし、今回2億円近くもお金がふえるわけでございますので、それについては起債、それから基金という格好で基金の取り崩しもやっていただくこととなりますが、貴重な基金のお金を取り崩すことになるんですけれども、そうやって財源をお願いしたということでございます。

先ほど、もともと入っていなかったという、そういうようなことを言いましたが、それは、実は6億6,000万円の当時積算させていただきました数字については、さきに述べさせていただきましたように、各市町村の実績額をもとに、これは積算したものでございます。これもおしかりを受けますが、参考にした市町村と蟹江町の立地条件といいますか、そういうのがやはり大きく違っていたということが原因かなと思っております。蟹江町のような当然地盤に不安要素を持っているというようなところはほとんどなかったということと私は思っています。そういうことからすると、他の市町村のはじいた額の中には、すみません、標準的な工事費というふうにしかり入っていなかったのかなと、そんなふうにちょっと思っております。そういうことからすると、本当に恐縮です、6億6,000万円の中には、そういう基礎部分が特殊なものが入っていなかったと、そういうことでご理解していただきたいと思っております。

(発言する声あり)

はい、ですから、どちらにしても、そういう積算のミスを私どもはしておりますので、皆様方から、これはどう言われようと、ばか者と言われようがしようがないことではけれども、これは担当者としましては、本当に申しわけないと、そんなふうに思っております。

今後につきましては、本当に私ども教育委員会の事務局、給食センターも一丸となって誠心誠意取り組みさせていただきたいと思っておりますので、何とぞご理解していただきたいと、そんなふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長 奥田信宏君

他に質疑はありませんか。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

私も何回かこの給食センターの問題について発言させていただきましたが、大規模な事業費の予算の枠の設定という問題が今回あったと思うんですけれども、今この建設事業関係請求資料ということで財政の長期計画書というのを出してもらったんですが、これを見せていただきました。これは、毎年3年間のローリングで実施計画ということを参考にしながらつくってもらっていると思うんですけれども、これによりますと、平成23年度からは3億5,000万円ぐらいの起債というようなことで、大型の事業費等の予定というものの根拠に基づいては、現時点ではやられていないと思うんですね、これは。何もそういうことの計画はないということが前提で今これを出されているわけですね。

考えてみますと、蟹江町の町内には、施設というのが全部充足しているというわけではないんですね。常に大規模な建設事業が必要である場合があるわけです。例えば、町の体育館、蟹江町の体育館をどうするかという、この大きなお金のかかる問題もあるわけですね。そういった長期計画とそれにかえられる財政規模というような視点というものは、この計画にないものですから、今給食センターに例えば10億円かけようが、20億円をかけようが、かかったものはかかったで済んじゃうんですけれども、充足していないという現実と、長期計画の中にどのような大規模な建設事業を入れていくのかということを考えていかないと、予算の規模というものも厳しく決まっていけないなという印象を私持つわけですね。

難しいことではありますけれども、そのような計画性のあるものがあれば、一つ一つの大規模事業についても、これくらいのお金しかかけられないということがもうはまってくると思うんですね。そういう考え方に立って進めるということも大事だと思いますので、今回このことを契機にしてくださって、そのような長期的な大規模建設、そういうものも視点に置きながらの財政計画ということも考えていただけたらと思いますので、これは要望ですので、言っておきたいと思っております。

以上です。

○3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫です。

全員協議会やただいまの各議員からの発言でほぼわかるわけですが、私も今回の経緯について多少自分の考えと要望を述べたいと思います。

建築確認申請をもう出そうというほど設計の整った段階で予算を示されて、イエスカノーかになってくるわけですね。修正をするというような中身を細かくチェックする建築の基礎知識は我々はないわけです。それで、いつもこれは私の経歴上言うことですが、民間企業経営の視点、それから、こういう公共事業体、あるいは行政の立場でのいろいろなものづくり方、そういうことを考えますと、例えば中国で起きたような手抜き工事、粗悪工事は、これはだめなわけです。

ですが、公共事業体は概して過剰品質をつくってしまうんです。それは、トップとか理事者ですね——と企業で言えば経営者ですが、5年、10年、20年先をずっと事業の安定、発展を願いながら、しかも企業内の福祉やその他をどうやっていくかということに非常に視野を中長期に見てやる人と、それから、行政の関係は、大抵のお役人が自分の担当は3年か5年どまりです。また、トップは政治家ですので、これも数年ごとですが、例えば社会保険庁の関係とか、旧労働省の関係とか、いろいろなところで非常に大変な金をつぎ込んでたき売りするみたいに要らなんだという形をしているようなケースがあります。

少し長くなりますけれども、私は15年か十数年前でバブルがはじける前後に福祉厚生センターというものを会社でつくる担当をしました。非常に世の中景気がいいもんですから威勢のいいことを考える。当初設計をしたときは、25億円という3階建てのいろいろな多目的な建物を考えたわけです。

ところが、景気というか、バブルがはじけるということを予測した人としらない人とあるんですけれども、当時の東海銀行、今のUFJから専務というのが来ていて、我々の目の届かない危機感をもっていたわけです。25億円と出た計画の主力が食堂だったんです。厨房と食堂だと。そこへ労働組合や生協の売店や医務室やいろいろなものが入った多目的なものになったわけですが、15億円まででつくってもらいたいと、要するに枠をぼーんとはめたわけです。そうすると、中規模のゼネコンが厨房や食堂の施設、衛生上のものは削っちゃいかんよというようなことはきちっと指示した上で、結局15億円の設計をしたわけですが、手抜きをしたわけではないと思うんですね、いまだに、あぁいい建物だと言われていますが。しかし、外観とデザインはいいけれども、何かしらん、重量感がないなという印象でしたが、その後の不況の時期を見ておると、やっぱり先を見越したそういう意思決定というものは当たっておったなど。

だから、今、地方自治体で破産していくようなところは、そのときそのときの首長以下議員も含めていいものをつくり過ぎちゃうんですね。概していいものをつくり過ぎてしまう。

今回もこういう建築確認申請の出る段階の図面というのを、我々チェックする能力を持たないわけですが、10億円ぐらいでやりたいなというふうに町長以下審議の部長たちもいつか思ったという、それは非常に勘で物を言っていたのかどうかということがあるんですけども、その範囲でやれるという省くものは省かない、省かないものは省かない、しかし、レベルを落としてもいいものは落とすということをやらないといけないわけです。

我々のような私の前のところでは、生産会社ですから、設備機械には物すごく金かけますが、上物には余り金かけない、工場には金かけるけれども、本社屋が一番最後にするというような一貫した従業員への教育PRがあったわけです。ですから、本社をなぶったのは本当に一番最後というようなことですね。

そういうような視点でいくと、今度の設計、これで予算が通ったとして、競争入札の段階まで、厨房機器はいろいろ問題ありますけれども、一応2億何千万円で、これは大事にしたいと、そのほかの議論を聞いていると、食育の問題とか、用途地域の関係で何か緑地帯をつくらなきゃかとか、一番気になるのは建屋ですね。建築設計が十二分なるものになっていないかどうか、その必要は本当はないんでないかと。それを今いじくれないんですが、発注までの段階で検討できる余地があるのかどうか、少しでも我々は9億5,000万円と聞くと、ああ、おさまるのは9億円だなと、こう思ってしまうわけですね。11億7,000万円と出ている数字が何かの方法で予算はいただいたけれども、数千万円とか1億円とかいう単位で減らすという努力がやれる余地があるかどうか、そういう努力をされる気持ちはあるかどうか、この点だけ一つ伺いたいと思うんです。

○町長 横江淳一君

それでは、お答えをいたします。

るるご質問をいただきました。そしてまた全員協議会、それから、委員会等々も含めまして、再三再四にわたりまして、本当に議論を重ねていただきましてまことに申しわけございません。今、担当が言いましたとおり、これもすべて私の不徳のいたすところでありまして、実際、私も今見ていただきましたように、起債、償還比率ずっと見ていまして、10年後、20年後の蟹江町はどうなっているんだというグランドデザインは絶えず描いているつもりであります。

先ほど来、議員の皆様方からいろいろなことをご注文いただきました。まさにそのとおりでありまして、蟹江町が道州制があろうと、仮に合併があろうと、この先どういう状況にあろうと、蟹江町は蟹江町であります。蟹江町に住んでみえる方が誇りを高くして、そして住みたい、これからも住んでよかったな、こんなことが出るような、こんな蟹江町にしていきたいな、こんなことは絶えず私は思っているわけで、今回のことに関しましても、私自身が10億円以内におさめることによって円滑な財政運営ができるというのも言ったのも確かであります。

ただし、先ほど来言われました、副町長も申し上げましたとおり、プロポーザルで設計を決め、我々が思っていないところで資材の高騰があったりということで、これは本当に予知ができない状況であったというのもご理解を賜りたい、そんな中で、今現在設計士ともいろいろなお話し合いをさせていただいている中で、調整ができるところはまさに死に物狂いで調整をさせていただき、一般競争入札、指名競争にするのか、多分一般競争にさせていただくつもりでございますけれども、その中でもう少し建築費が下がればいいのかなど。ただし、いいのかなどという願望だけではなく、下がるべくして調整をさせていただく努力は、これからも続けさせていただきます。

そういう意味で、健全財政を堅持しつつ、今後の蟹江町の財政運営もきっちり見させていただきますので、何とぞご理解をいただきたいと、そういうことでお金をかけるところにはできるだけ未来永劫、自慢できる建物にしていきたいな、しかしながら、無駄なものについては極力これはカットしていきたい、これは、基本的な考え方は一緒でありますので、何とぞご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○3番 山田邦夫君

もう一点ですが、立地の問題ですね、これも議論されました。それで、ちょうど委員会と協議会かわかりませんが、部長を中心にしたあれで立地のことも非常にしっかり検討した結果、あの地でというふうになったというのは、12月、3月時点の話だったのか、それ以前か、あるいはこの2億円以上になってきて、くい打ちの問題やいろいろなことや起きたその時点で協議をされたか、そこら辺がちょっと私は理解がはっきりしていないんですが、随分高くなってきて立地のことを見直しをされたのか。

それで、高くなった中に、給排水の問題と外構工事費があるわけですね。これも私は自分のやったことを思い出しますが、あそこへ移転して作り直すという思い込みがあって、余り現在のものを稼働しながら、あの東側へつくるという発想はもしかするとなかったのではないかと。外へ外注発注して、持ち込み給食をやりながらやるということはとても大変なんで、それから老朽化しているしということで、もうあの地へ新設する新設するが思い込みがあり過ぎたんでないかと。私の経験でいくと、実は隣地ですね、ぎりぎりのところまで現在も稼働しながら隣地に相当いいものをつくれたわけです。

そういうことでいくと、当然東側ですね、西側へは来られませんから、今の給食センターの。東側というと、これも発想があったのかなかったかですけれども、何年か先を見越していずれ児童館、学童保育はなぶらなきやいかんと、そのときにはどうするか、それがいつも障害になって発想そのものが飛んでいってしまう。そうじゃなくて、近い5年、10年の間にどうしてもあれはなぶらなきやいかんというんなら、一時避難をして、壊して、ぎりぎりつくれば、非常に安くできるという可能性はあったわけですよ。それが総合的な将来性です

ね、部局ごとで考えることでなくて。そうすると、割安なものがあったんじゃないかという意味で、委員会をよく審議した結果、あそこになったというのは、どの段階の話であったのかどうかを一つ伺っておきたいと思います。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

立地の話でございます。この話は協議会のときにもあったかと思えます。私どももこの立地については、PFIのときからどうしようかというところであったかと思えます。さきにも申し上げましたように、今、現の給食センターの場所でどうだろうということも当然検討はしておいたわけです。今の施設を生かしながらかつっていくということも当然考えておりましたし、山田議員が言われるように、何とか今の空地と、あと児童館のあたりの土地もあわせて何とかできないかということも当然考えたわけです。

ただ、私どもは新しく給食センターをつくる限りは、当然文部科学省の基準というものがあるわけで、そういうものに当然合致していきなきゃならん施設をつくらなきゃいけないし、当然狭いところの中にいろいろなものを組み入れることになりますので、作業環境等もやはりいろいろなことが出てくると思えます。

そういうことからすると、投資的なことから考えると、あそこではどうだろうなということで、結果的には既設の場所でやるのは断念をしたというのがそのときの経緯であったかなというふうに思っています。あとほかに、じゃ場所を求めるときにどこにしようかといったときに、今の三角地のグラウンドであれば何とかいけるんじゃないかという、そういうことであったかなというふうに思っております。これは、確かに協議会のときにも中村さんがおっしゃいましたが、要はたくさん、要は基礎の部分で44メートル、45メートルというところまでくい打たなくちゃならんというところがありますので、その辺ほかの場所であれば、もっと安く上がるのじゃないかという、そういうことは、当然それは考えられると思えます。

蟹江町の地盤からすると、西へ行けば行くほど地盤が低くなっていると、そういう状況がやはりあるようで、現に蟹江中学校の場合だと、25メートルぐらいのところでは実際にはくいがとまるという、そういうことで聞いておりましたし、ですから、東へ行けばくいの長さは短いということになってきますので、多少、基礎部分には西のほうよりも低く見積もることはできるかなというふうに思っています。

ただ、どちらにしても蟹江町の場合は、どこでやるにしてもやはり基礎部分には大きなお金がかかるというのは間違いのないというふうに思っております。そういうふうに思っておりましたし、一番は、今の給食センターの老朽化というのが一番であったかと思えます。PFIを断念したときもそういうことでありまして、余りにもひど過ぎる、何とか雨漏りを持たせはしましたけれども、いずれはなるだろうということもありましたし、早く給食センターをつくりたいということもやっぱりありましたものですから、ほかの土地を、じゃそこで求めるかといえややはり求めることもできませんし、何とか今の予定地のところでやっ

きたいというふうに思ったわけです。

いろいろと、それは確かにぜいたくといえどぜいたくかもしれません。蟹江町、今回コンセプトを出させていただきました。いろいろな環境面を全面に出して、この新しい給食センターをつくっていかうということで出しましたので、そういう面ではいろいろな面でお金が増算されているかもしれませんが、そういうのを含めると、あそこの場所しかやっぱりできないのかなということで、結果的に結論を出させていただいて、決めさせていただいたということでございますので、ご理解していただければと思っております。

以上です。

○3番 山田邦夫君

もう一点、つけ足してみたいですが、地球環境の問題に対する多少の、これは補助もありますし、投資もする。額は大したことはないといえば大したことないですから、いいわけです。

食育の問題が盛んに給食センター長からも言われます。非常に私は実は疑問を感じている課題として、あのセンター方式で、県から派遣された栄養士さんで、食材を購入してやる、このセンター方式の給食で、子供たちに、あるいはお母さん方に見学の機会をつくったり何やで、あそこで食育の思想を植え込んでいきたいという発想自体が、非常に美辞麗句的な発言で、本当の食育というのはそういうものだろうか。これは実は一般質問をしようとしていて、実は控えた問題でありましたのであれですが、朝、子供に御飯を食べてくるようにという運動を盛んにされましたね。その成果がどのぐらい上がっているかという問題ですけれども、学校で言っても対して上がる問題でなくて、母親、父親と、母親だけ言っちゃいけないですが、親の世代が子供に朝飯を食わせて出すなんて当たり前のことです。我々の子供のころはもちろん給食もありませんでしたから、うちへ昼も食べに来ましたし、朝食食べて来ないなら来ないうちはそれでいいわけですけども、しかし、親は食べさせて出すのは当たり前で、その教育を母親の教育をどうしているか、そういうようなことをあの給食センターでやれるという感じはしないんです。

それから、地産地消も地場のものを使うと言われるけれども、本当に我々が視察してきた小浜市のように、細長い土地で200人、300人、500人という学校が12もあって、そして地域ごとに学校で給食をしていて、地元のおじいさん、おばあさんが食材を運び込んでくると、そして孫たちのためにといういいものをつくっている。

こういうようなことからいくと、食育の教育そのことが、政府の書いている何かメタボリックの問題や地産地消やという美辞麗句で過ぎておって、問題があるんでないかと。それは今一般質問のようなご答弁をいただくわけにはいきませんが、あそこにいろいろな施設をつくり込むのに、あるいは将来の利用に、食育食育というこれも本当にいつかの話で、数年すると忘れ去られてしまうような話で、そうすると過剰なものをつくり過ぎて、いいものをつくっちゃったんじゃないかということに蒸し返されてくるという可能性もあります。

そこら辺については、教育長さんかどなたか、お考えがありましたらご意見を聞いておきたいと思うんです。

○教育長 石垣武雄君

教育長の石垣であります。

食育の問題ということで、そういうような場を、設定を2階のところにしてありますけれども、文部科学省は、今までは知・徳・体と、知育、徳育、体育ということで、これに食育をつけ足して、今進んでいるわけであります。

先ほどお話がありましたように、特に去年も話題になったんですが、朝御飯を食べてくるようなそんなような働きかけもしておるわけですが、実際問題3食のうちの2食は家庭で食べておるわけなんですね。これは、極論を言っていけません、そうしますとやはり学校給食というのは、お昼でありますので、子供の体をつくるのは、やはり朝御飯も含めて家庭かなということは感じているところでもありますけれども、そういう家庭のところが意識が今低下しつつあるということで、学校教育のところではできる範囲はというところで、逆のところでは今考えているんじゃないかなと私も判断をしておるところであります。

そう考えたときに、そういう場の提供をするということでもあります。まず子供たちの見学コースもつくっていただきました。これについても、現在のところもう見学しようと思えばできますけれども、なかなか難しい状況であり、子供たちに家庭科の時間もあります、もっと低学年の段階で、自分たちのそういう食べている給食はどんなふうにつくられるんだろうと、そんなような観点から見学をしながらそういう意識を高めていく、そして体にはそういう食べるということ、それが栄養素が入っているいろいろなバランスのこと、そういうことをあわせて、ただ本で勉強をするだけじゃなくて、そういうことも含めながらやっていくと。そういう意識が、実は家庭においても親のそういう料理とか、いろいろなことを見ることによって、子供からの啓発といったらおかしいですが、今そういうところを考えているんじゃないかなということを思っておるわけです。

本当は、一同に全お母さん方、お父さん方、集める、こんなことは今、本当それが一番いいかもしれませんが、そういう社会教育ができない状態じゃないかな、ですから、学校に来ている子供たちにそういうような考え方やそういうとらえ方を教えながら、逆におうちのお父さんやお母さん、こんなパンだけとか、菓子パンではだめだよ、でも、子供たちはそういうのを食べているのが多いんですけれども、そういう意識をつけていく必要があるんじゃないかなと。そして、それが将来自分が大きくなったときに、今度親として働いていくんじゃないかなというようなことだと思います。

もちろん、あとはそういう調理とかいろいろなこともありますけれども、それにつきましても、将来的なことを考えて、その場の提供とあわせてそういう食育のほうの啓発と同時に、そういうところで先ほど言われました簡単な献立も見ていますと、一月の中にこんな献立が

あるよという一つの例が、手だてというか、材料がこういうふうでというようなところを紹介が献立に毎月してありますけれども、それも一つの啓発も含めてお母さん方がこういうものを、じゃつくってあげようとかいうようなところでやっていくんじゃないかなということを思います。

それから、栄養士が昨年度までは栄養職員でありましたが、本年度4月からは、蟹江町も栄養教諭という立場をいただきまして、1人配当いただきました。これは各市町村が1名ずつということでありまして、これもセンターに勤めながら、また学校のほうにも出向いて、そういうような食の指導、栄養指導を行っているところでありまして、まだまだ本当に初めの一步のところかもしれませんが、一過性のもではなくて、やはり給食というのは戦後のものでありますが、この給食が、本当はヨーロッパやほかのところと比べると、お弁当とか食べに戻りなさいとかいうところではありますが、日本のこの状況を見ていると、私は給食は永久にあるんじゃないかなと、そんなことを思います。ですから、それにあわせて、そういうような啓発も含めて、今後一過性のもではなくて、そういう計画を持ちながら続けていく必要があるんじゃないかなと思っています。

以上です。

○議長 奥田信宏君

まだほかに質疑があるようでありますので、ここで暫時休憩をいたします。

10時45分から再開といたします。

(午前10時28分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

○7番 小原喜一郎君

小原喜一郎でございますが、このいただいた省令ですね、厚労省の省令をちょっと参考にちょっと今出していただいて、これによりますと、保育所における調理業務については、児童福祉施設最低基準、これが昭和23年厚生省令第63号によるということになっているから、当時から自園方式が当然というこれ省令ですよ。ですから、蟹江町が保育所をセンター方式にしたことは、どちらかという、これは省令違反ですよ。それを今までやってきたわけだから、この際、給食センターを建てかえるということだから、本来の姿に戻そうかと思うのが当然じゃないかと思うんですね、行政としては。

そこで、そうじゃなしに、わざわざ初めてこの議案の提案の際に私が伺ったときに特区費云々ということ言われたんですけども、この特区でいくということを決めてしまっていて、一切本来の方式に戻すということの検討はあったのかなかったのかちょっと聞いておきたいんですよ。あったとすれば、改めて自園方式にすると、各園に調理施設を設けなきゃい

かん、賄い師も配置しなければならない、こういうことになるわけですね。それで、積算をしてみて、いやこれではやはりどうしようもないからということで踏み切ったのかどうなのか、そんな説明はありませんので、しかし、一般的に言えば、蒲郡なんかでもこの際建てかえということで、自園方式に戻ろうと、こういうふうにしたそうですけども、そんな論議があったのかなかったのか、あったとすれば積算なりしてみたのかどうなのか、積算があったら、その積算の内容を示してほしいなというふうに思うわけですけども、ぜひ聞かせていただきたいと思うんです。

○民生部長 石原敏男君

保育所の給食センター方式の関係でございます。今回学校給食センターをつくる際には、どのように進めるかということは一応議論させていただきました。そんな中で、蟹江町の保育所で実際に各園で調理ができる保育所は、蟹江保育所で幼児給食をやっておりますから、ここではきちんとできる。そしてあと新蟹江北保育所ではできます。他の保育所につきましては、配膳室程度のものでございますので、すべてのところで調理ができるような設備を整えなければならないということになります。ですから、蟹江南につきましては、現在新築、改めて増改築という関係がありましたので、南保育所については余り検討はしていなかったんですけども、残されたところでは、例えば蟹江西、それから舟入、須成というところのこの3園については、すべてのものが調理室を増設しなければならないという状況であり、また、職員の配置も必要であろうということで、積算はしなかったんですけども、そういう状況の中で、費用がかかるということで引き続きセンター方式を導入しようということで結論を出したわけでございます。

そうした中で、今定例会の一般質問で、林議員の一般質問の中でお答えさせていただいたんですけども、この4月1日に従来は児童施設内での調理という言葉になっていたんですけども、今回は当該児童施設内でつくりなさいということになってきて、その関係で、現在については法に抵触しているということで、5月に特区申請を出させていただいて、順調にいけば7月にはおきるだろうということで思っております。

それと、もう一点は、小原議員の質問、当初、たしか予算の中での質問だと思ったんですけども、そのときにもお答えさせていただいてきましたように、来年度については、新たな申請になるのか、また、バスの変更になるのかちょっとわかりませんが、この辺もきちんと手続をとっていきたいというふうに思っているところでございますので、お願いしたいと思います。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますが、私どもとしては、本来のあり方に戻るべきという基本的な考え方を持っているわけだもんですから、それをさらに特区などの例外的なことをやろうということであれば、つまり本来に戻すとどれだけの費用がかかるんだろうかなというこ

とをある程度聞かせていただかないと、やむを得んかなという判断ができないんですよ。あなた方だってそうじゃないかと思うんですけども、本来の姿に戻したいということが本音であるとするならば、当然その積算はやってみるべきであったと思うんですね。そうじゃない、もう特区先にありきと、こういう方向ではなかったかと思うんですよ。

そこで、私どもはどうしてもこのことについて引っかかって、うんと言えないんですよ。もし、積算をしてみたなら、私たちの判断ができるようにお示ししていただきたいと思うんですよ。今の段階では、さて、どっちがどうかなという点でいうと、なかなか判断できない、そういうことがあるんですよ。

一定のお金はかかるだろうなということは確かにわかります。わかりますけれども、できれば本来の姿にこれからの保育園児の食育とのかかわり、あるいは省令の2番の中に入られていますね。子供の年齢や発達の段階や健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等子供の食事の内容、回数や時機に適切に応じることができること、これが一つの原則になっているんですけども、こんな細かなことが給食センター方式で、常識で考えたってやれやしませんよ。やるやると言ったって。これが保育園の給食の特徴ですよ。そういうことを考えた場合に、本来に戻るのは当然なんだよ。それがそうでないということだったとするならば、特区でいかにざるを得ない資料を示すべきだと思うんです。言っておきます。

○議長 奥田信宏君

答弁は。

○7番 小原喜一郎君

要りません。

○14番 山田乙三君

14番 新政会 山田乙三です。

2点ほど意見、要望等、給食センターにかかわる点で質問をしていきたいというか、意見、要望を申し上げたい。

まず1点目は、全協でも言われましたけれども、町長から公設公営一部民営化と、さらっと一部民営化とおっしゃられました。私はその一部民営化についてちょっとウエートを置いた言い方をしたいというのは、まず、蟹江町民で100人が100人に近い形ですね、給食センターで御飯とおかずをやっておられると、こういうご意見の方が非常に多いということですね、まず第1点は。

今回は、当然ながら従来の方式といいますと、例えば中京パンに御飯を小学校5校、2校の中学校をそのまま継続してやると、あとはおかずだけを11億円以上12億円近い形で安心・安全、あるいは食育という大義名分のもとにしていいものかどうか、こういう点に私はちょっとじくじたる思いが正直言っているわけでございます。確かに子供の将来やら、食育とい

うのを非常にいろいろな点で、かつちりしっかりやるということはよくわかるわけですが、もう一つ、現在中京パンですかね、御飯だけをやっていただいている、これはキャパの問題、現在の給食設備が手狭であるからやむを得ずそういう外部委託をお願いしているという部分と、いやいや違ふと、まだほかの要因があるんだと、それはあえていろいろなことは申しませんが、今度新しい給食センターにおいては、やはり広いわけですね、中が。

そういう中で、契約上の問題もあると思いますけれども、改めて見直されたかどうか、そういうところで、本来の新しい新給食センターで取り組むべきではないだろうかという初歩的な疑問はあっても当然なんで、山田さん、給食センター、今度やられるそうだけれども、全部だろうかと、こういう疑問で、いやいや御飯に限ってはこういうことです、えっという意見が正直言ってございます。私も正直言ってこの件については、まだつい最近わかったばかりなんですよ、御飯は外部委託しているということが。

それで、多額の費用がかかるということも私なりにはやむを得んという部分も思いつつありますけれども、いろいろとお話を聞いていますと、きょうはたまたまテレビ放映ないからいいもののテレビ放映がありますと、非常に反響が大きいんじゃないかな。例えば1億5,000万円、2,000万円の概算がちょっと間違っていました、ごめんなさい、これで許されるものかどうかという私どもチェック機能を果たすべく議員の一人として、あるいは町民がテレビを見ておられて、この光景を見ておられたら、怒ってみえへんかなというのが偽らざる私思いであります。

ですから、1億5,000万円、2,000万円高くなった、いやあれも忘れていた、これも忘れていたと、プロポーザルに頼んでいて、まさしくね、だじやれじゃないけれども、ざるだと言われてもね、しゃあないと思いますよ。民間でやったらどうだと、自治体でやるからどうだと、そんな問題と全然違いますね。そこに私は一つ提言申し上げたいのは、以前から私は申し上げているのは、やはり教育部局の担当者がいい悪いじゃないですよ。例えば民生部の担当者がいい悪いじゃないです。わからんものはわからんですよ、技術的に、勉強しても。ですから、プロフェッショナルと対等に話しても、本当に小学生と話しているような状態なんですよ。

ですから、はっきりめりはりを入れて、この以前はちょっと話変わりますけれども、情報課でも痛い煮え湯を飲まされているわけですね、情報課でも。もう美辞麗句は、先ほど山田邦夫議員も言われましたけれども、チャラチャラと、もうどんどんと言葉は次から次出てきて、オール電化だ、それこそプロポーザルだ、ほれ何だかんだと横文字が並べ立てて、もう本当に出てくるんですよ。だけれども、そこでしっかり、ちょっと待てよと、精査する、あるいは対等に話し合える職員をつくらにやいかんということ、計画的にいわゆる職員の技術職というか、技術職吏員といいますか、そういうのは非常に蟹江町の職員は少ないですね。海部郡下で見ても、例えば施設課というようなところで、図面を書いたりしてみえと

ころもあるというふうに漏れ承っていますけれども、まだまだ早く施設課なり、あるいは民間で言えば技術部、こういうものをつくって、いろいろな問題があれば、そこでびしっと業者と話し合える、あるいは見積もりについても、あれが落ちていました、これが落ちていましたと大っぴかがないような形にしないと本当に恥ずかしい話なんですわ。

そういう点で、もう一度整理しますけれども、一つ将来にわたって新給食センターができた暁には、いわゆる御飯、大きいですよ、ウエートは、半分以上占めていると思いますよ、4,300食の御飯を炊き上げるというのは、半端じゃないと思いますよ。職員もふやさなあかんだろうし、それがなしで、おかずだけ、総菜だけで食育だとかね、どうだこうだという言葉の大義名分のもとに、約12億円弱のお金を使われるということは、こういう厳しい中で、町民が納得する域に達するだろうか、あえて私はそういうことを申し上げたいと思います。

ですから、1点だけですわ、今いわゆる意見、要望と申し上げましたけれども、これから先、こういったこと、前から私申し上げていますが、施設課なり計画的に技術職を採用されるご計画をお持ちなのかどうかと、のど元過ぎれば熱さ忘れると、そこで済んだら、まあ、ええがやと、こういう体質がありはしないかなと、あえて苦言を申したいんですけれども、その辺町長さんにお考え、1点だけお聞きしたいと思います。

○町長 横江淳一君

大変ありがとうございます。確かに今回のことにつきましては、甘い積算を出した責任は全部私でございます。大変申しわけなく思っております。しかしながら、この給食センターにつきましては、先ほど来、ほかの議員の皆様方にもご説明を差し上げましたとおり、決して無駄な投資のないように、しっかり精査をさせていただくことをお約束をさせていただきますが、ただ、今、山田議員がおっしゃいました専門職につきましては、これはまさに言われるとおりの部署も多々ございます。これは事実でございます。そういう意味でいけば、蟹江町もこれからマイスターの制度をつくって、これだけ専門化してきた仕事がどんどん地方分権の名のもとに地方自治体へおりてきております。

今、私は個人的に思っておるんでありますけれども、このままの状態であれば地方分権どころか、地方分散になってしまうんじゃないかなと、こんな危機感を感じている一人であることも事実であります。そういう意味で、人材のこれからのいろいろな抑制も含めまして、全体像のバランスの中で技術職をどれだけふやしていくかのことにつきましては、検討を今既に始めておりまして、来年度からにつきましては、これも十分検討の課題に入っております。これだけはお約束をさせていただきますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○10番 菊地 久君

10番、菊地です。

私が質問をしたり申し上げたいということは、いろいろ各議員さん、いろいろご意見や

ご希望などがあるわけですが、特に学校給食について歴史的なものがありまして、昔は小学校、中学校でやっておりましたのを、センター方式というときに、私も先ほど言いました小原さんも反対の側です、正直言ってね。

しかしながら、できた後、センター方式でやっていたときにさほど問題点もなく今日まで安定をして供給をされてきたなど、こういうような思いで、私はおりますので、若干考え方が変わったかなと言われるかもしれませんが、今回のご提案の最初からPFIでやったらどうだと、よく言われておりましたのは、そんなこともあるし、よそも見たり、建物も民間に全部やらせようと、全部飯もつくらせろというような発想がよそにあったことは事実でありますし、蟹江町も研究をされたということも経過でよく知っています。

しかし、私はそういう食に関するものについては、民間に任せてはいけないと、基本的には町営でやりなさいと、こういう基本線の中でお互いの議員さんも申し上げてきた事実だと思います。そういう中で、今回のいろいろな計画もされて、そして町営で建物を建てようと、そして中身についても町でやってくださいと、これからはそれをやった後、その後、民間に任せる面があるだとか、どうだとかいう面もあるかもしれませんが、今、山田さんがおっしゃった、では、今、中京パンで御飯つくらせているのをそのままいっちゃうのかと言われる疑問に対して、やっぱりもう一遍率直に考える必要があると思います。

昔はパンだったんです、みんな。ところが、米を、飯をちょっと食わしてちょうだいという話になって、それで御飯を炊けるところどこかないかで、中京パンでつくっていただいたということ。これから米飯食というのはもっとふえるわけです。国の方針で飯を、米をもっと食べさせたらどうだというような方向が今生まれておりますので、見直していただかないと、ほかの民間の業者からも、給食はおれのところでやらせてくれという、そういう業者が今出てきとるわけですね。そのときに説得力が欠けるようなことはいけないと思いますので、あくまでも議会の中では我々は直営、こういう方向で一步踏み出したと。

そして、予算につきましては、概算で言われたことについて、我々は了解もし、場所もいろいろあってもあそこはええところだよということで了解もし、そして11キロ平方メートルのところですので、あそこから立地条件、車でも、できたら運んだって20分以内ぐらいに全部着いちゃうようないい場所だねという理解は私はしておりますし、だからあの場所もええよと、中身もいいよと、保育園の人の皆さん方のやつも吉良町へ行って聞いてきました。そのときも一部反対もありましたけれども、一緒にどうでしょうかと、それから、アレルギーの人たちのも50食できるような中身にも入っとる。

これは、やっぱり議員の我々の意見や、それを入れてくれとるなと思いますので、要は、一番いけなかったことは、去年の12月から来て、3月を素通りして、6月の一気に補正予算で9億円だ、10億円だといった予算が12億円近いやつがぽーんと出て、知らん顔で提案しとる。そういう理事者側の姿勢が許せんと、これは怒って当たり前ですよ、議会が。だから、その

ことについて私は猛省をしてもらいたいと、猛省を。何でもええで、自分らがやったら通るなんて思ったら大間違いですよ。いかんものはいかん、いいものはええ、それで11億円かかるならかかったっていいと思いますよ。

しかしながら、町の財政を見たときにどうかなと、一步立ちどまってみて、これは見送って次年度にしたらどうだ、これはその次にしたらどうかという検討ということはできないものだろうか、こういう思いがあるわけです。財政預かるのは理事者側ですし、町長ですので、町長が責任を持ってやるとおっしゃればそれでお任せすればいいと思います。しかし、禍根を残してはいけませんので、これで補正予算が通ると、もう今度契約です、9月にはね、建築業者も契約、何億円か知りません。そういうことになるものですから、その前に、まだ話をして、これは省いたらどうかとか、こういうものはこうできんかどうかというような議会が余りくちばし入れるほうがいいわけですが、理事者がやるだけやっておいて、後でけちつけて駄目だと、おまえやっぱりあかんというのが一番楽ですよ。

でも、ここまで来た以上は、みんなが一生懸命考えてここまで来たものですから、最後は禍根を残したくないという思いがあるものですから、9月の入札までの間に、いろいろな問題で相談をし合えるようなことがあったらやってもらいたいと思うんですよ。12月から6月までほったらかしておいてという思いがありますよ、正直言って。その間に何で報告ぐらいしなると、3月あったやないかと思うんですよ、今でも。腹が立ってしようがない。腹が立ったってしようがないで、それはまあ解決せないけませんけれども、そういう経過が、流れがあるということを、それだけはきちんと覚えておいてくださいよ。

そこで、私は、賛成討論、反対討論じゃありませんけれども、気持ちの上で、物価が上がったのは事実です。鋼材が上がっています。そういう形かなという理解を示したわけですが、まじめでございますので、理屈をつけにゃいけないでいろいろな資料を出していただいて、ありがたいかありがたいかよくわかりませんでした。まだこれから、この中身を見ると相談をしたり、もう少し言いたいことやいろいろあるものですから、ぜひ議会側には総務民生常任委員会だったね、ありますし、閉会中でも継続的に研究会がいっぱいあります。正式な議案じゃなくても、お互いに話し合っているものをつくるべきだというふうな思いでいっぱいでございますので、ぜひその辺について、再度、私は横江町長も3年目の最後の年の一番大事なときでありますし、こんな立派な11億円もする立派な給食センターをつくるということは、すごい歴史上でもすばらしい実績だと思いますし、よその町村から蟹江の給食センター見に行きたいよと、太陽熱発電でやっとな、省エネ使っとな、地球温暖化の中でこれも利用しとると言われれば、胸を張って言えると思うんですね。

そういうような意味で、方向だとか、流れについては何ら文句を言うところはありませんが、議会側へ対する姿勢の問題については、文句言いたいと、再度、何遍でも副町長も町長もごめんねごめんね言っておりますけれども、最後に、もう一度謝ってもらえましょうわ

けじゃありませんよ。ありませんけれども、それぞれ16人思いがいっぱいでございますので、ぜひ我々の意見等も聞きつつ9月の契約までの間、できる問題については、もう少し話し合いをできる機会があれば努力をするというような姿勢をお見せを下さればうれしかなという、あくまでも私のこれは希望的な要望でございますので、後は受けるか受けんかは町長次第と、こういうことでお願いいたしますが、いかがでしょうか。

○町長 横江淳一君

大変叱咤激励をしていただきまして、まことにありがとうございます。猛反省をしておりますし、今後いろいろな施策におきまして、議員の皆様方と話し合う気持ちは全く変わっておりません。今回のことにつきましては、大変申しわけなく思っておりますが、将来にわたって自慢のできるような施設をつくっていききたい、この気持ちはいっぱいでございます。今後9月までのいろいろな工程の中で皆様方にご相談を差し上げることが当然あるかと思しますので、それはまた、その節には皆様方のお力をいただいて、皆さんと一緒にこの施設をつくっていききたい、施策も一緒でありますので、どうぞよろしくご協力のほどを賜りますようお願いを申し上げまして、大変申しわけございません。一生懸命頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 奥田信宏君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

○6番 林 英子君

6番 林英子です。

平成20年度一般会計補正予算につきまして、反対の立場で討論を行います。

蟹江町給食センター建設事業の予算が載っております。その内容は、保育所の給食、3、4、5歳児と小学校、中学校給食を一貫して行うというものです。この間、私も質問の中でも言いましたが、保育所における調理業務については、児童福祉施設最低基準により、施設外での調理搬入をすることは認められないと厚生省の省令によりはっきりとしております。今までが違反してきている問題です。保育所のセンター方式そのものが省令違反なのです。

そのような間違いをこの4月から本来のあり方に戻して、法にのっとり自園方式にしていくべきであります。4月1日の厚労省の省令を受けて、蒲郡市では、この機会に改めて自園方式にしていくというふうに聞いております。当町ではそのような予算になっておりません。よって反対をいたします。

○議長 奥田信宏君

次に、賛成討論の発言を許します。

○4番 米野秀雄君

4番 清新クラブ 米野秀雄でございます。

私は賛成の立場から討論を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入の補正では、（仮称）蟹江町給食センター建設事業関連予算として国庫支出金、公共施設基金繰入金及び町債等が計上されています。また、障害者自立支援対策に基づく県支出金等と合わせて、総額5億2,944万3,000円が計上されています。

次に、歳出の補正は、障害者福祉計画策定委託料等で198万1,000円、（仮称）蟹江町給食センター建設事業5億1,712万8,000円及び体育館分館修繕費260万円が計上されております。今回の補正は、12月議会、全員協議会の折に説明のあった給食センター建設に係る補正予算が計上されていますが、当初の説明金額よりは増額していることについて、算出の経過を説明され、その間の事情が理解できましたので、今後は提示金額を大幅に修正することのないよう特にお願いしながら、平成20年度の第1号補正予算につきまして賛成いたします。

以上です。

○議長 奥田信宏君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結をいたします。

これより起立によって採決をいたします。

議案第39号「平成20年度蟹江町一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第6 議案第40号「平成20年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

本補正予算案について反対の立場を述べさせていただきます。

歳出で、老人保健特別会計の拠出金のために、前期高齢者、交付金を充てるというふうになっているわけですが、流れは、後期高齢者医療制度導入の背景が流れになっているわけでありまして、本予算の原案については反対であります。

以上であります。

○議長 奥田信宏君

次に、賛成討論の発言を許します。

○5番 高阪康彦君

5番 高阪康彦です。

私は賛成の立場から討論を申し上げます。

この補正予算は、老人保健拠出金の確定に伴い必要な補正予算であり、本案に賛成をいたします。

以上です。

○議長 奥田信宏君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結をいたします。

これより起立によって採決をいたします。

議案第40号「平成20年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第7 議案第41号「地球温暖化対策の推進を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

山田乙三君、ご登壇ください。

（14番議員登壇）

○14番 山田乙三君

議案第41号「地球温暖化対策」の推進を求める意見書の提出について。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成20年6月18日提出。

提出者、蟹江町議会議員、山田乙三。

賛成者、同高阪康彦、同じく松本正美、同じく黒川勝好、同じく小原喜一郎、同じく中村英子。

見開いていただきまして、次に読ませていただきます。

「地球温暖化対策」の推進を求める意見書（案）。

2008年に京都議定書の第一約束期間を迎え、洞爺湖サミットにおいて地球温暖化対策が主要課題になることは必至であり、地球温暖化対策は国内外の最重要課題になっている。温室効果ガスの排出量を1990年の水準から6%削減することが、京都議定書で決めた日本の国際公約となっているが、温室効果ガスは一向に減る気配がなく、その達成があやぶまれている。

わが国には、自らの国際公約を着実に達成し、サミット議長国としてポスト京都を見据え

た地球温暖化対策においてリーダーシップを発揮するなど、厳しい責務が課せられている。

地球環境問題は各国の複雑な利害関係がぶつかり、国際的な合意を得ることには困難が伴うだけに、日本自身が、現在の「大量生産、大量消費、大量廃棄」社会から持続可能な社会への転換、「脱地球温暖化」の戦略に向けた明確なビジョンを確立し、先進的な取り組みを示す必要がある。

よって、本議会は政府に対し、例えば、「2002年までに少なくとも20%、2050年までに50%削減する」といった内容の中長期の温室効果ガス削減目標を設定すること、キャップ・アンド・トレード方式による国内排出権取引市場の創設や地球温暖化対策税の導入について総合的な効果があがるよう制度設計を行って実施するなど、地球温暖化対策、温室効果ガス削減の推進に向けた強力な取り組みを要求する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月18日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣、財務大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣官房長官。

以上でございます。

(14番議員降壇)

○議長 奥田信宏君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第41号を採決をいたします。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第8 議案第42号「介護職員の人材確保に関する意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

高阪康彦君、ご登壇ください。

(5番議員登壇)

○5番 高阪康彦君

議案第42号「介護職員の人材確保に関する意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成20年6月18日提出。

提出者、蟹江町議会議員、高阪康彦、同松本正美、同じく黒川勝好、同じく小原喜一郎、同じく中村英子、同じく山田乙三。

朗読をさせていただきます。

介護職員の人材確保に関する意見書(案)。

本格的な高齢化社会を迎え、介護サービスに対する国民の要求・期待は、ますます高まっております。介護を担う人材の安定的な確保は必要不可欠となっている。

しかし、介護労働者は低賃金、長時間労働、人手不足で休暇も取れないなど厳しい現実に直面し、このままでは生活できない、将来に希望が持てないなど、退職に追い込まれるケースが続出している。

後期高齢者・要介護認定者数の増加などから介護職員は大幅に増加が必要とされ、介護に携わる人たちが、やりがいを持って働ける環境づくりは喫緊の課題である。

よって、介護職員が誇りと自信を持って働けるよう、また、安心して生活できるよう労働条件や福利厚生の上昇に全力をあげ、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1 全労働者の平均を大きく下回っている給与水準の是正、労働環境の整備など介護従事者の待遇改善の総合的な取り組みを進めること。

2 介護職員の確保に必要とされるよう介護報酬のあり方を見直し、適正な報酬体系を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月18日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣。

以上でございます。

(5番議員降壇)

○議長 奥田信宏君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第42号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第9 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りをいたします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定をいたしました。

○議長 奥田信宏君

お諮りをいたします。

本定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で平成20年第2回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

(午前11時25分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長

奥田信宏

14番 議員

山田乙三

1 番 議 員

松 本 正 美